

国際予備審査機関 E S	スペイン特許商標庁 (O E P M)	附属書 E S
次の受理官庁について管轄する 国際予備審査機関	CL, CO, CR, CU, DO, EC, ES, HN, MX, NI, PA, PE, SV	
国際予備審査機関に支払う手数料：		
予備審査手数料（PCT規則58） ¹	ユーロ（EUR）	595.37
追加の予備審査手数料 （PCT規則68.3） ²	EUR	595.37
取扱手数料（PCT規則57.1） ³	EUR	213
国際予備審査報告に列記された文献の 写しのための手数料（PCT規則71.2）	国内文献1書類につき 外国文献1書類につき	EUR 4.69 EUR 4.69
国際出願の一件書類中の文書の写しの ための手数料（PCT規則94.2）	1頁につき EUR	0.23
異議申立手数料（PCT規則68.3(e)）	なし	
遅延提出手数料（PCT規則13の3.2）	なし	
国際予備審査手数料の払戻しの条件 及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す PCT規則58.3に規定する場合：100%払戻し 国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取 下げられた場合：100%払戻し	
国際予備審査のために受理する言語	英語，スペイン語	

[次頁に続く]

- この手数料は、出願人、又は出願人が2人以上であれば各出願人が、自然人若しくは法人であり、欧州特許条約の締約国以外であって世界銀行が「低所得」「中低所得」「中高所得」のグループに分類する国の国民又は居住者（http://www.wipo.int/pct/en/fees/oepm_fee_reduction.html 参照）である場合には75%減額される。
- この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際予備審査機関に支払う。
- この手数料は、国際予備審査機関に支払う。この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。

E S

スペイン特許商標庁
(O E P M) (続き)

E S

審査をしないこととしている対象	PCT規則67.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、2015年7月24日のスペイン特許法、No. 24/2015の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。
国際予備審査機関として行動する当局の管轄権に何らかの制限があるのか？	なし
委任状の提出要件の放棄	
国際予備審査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄している ⁴
別個の委任状が要求される特別の状況	代理人が行為する資格について合理的な疑義がある時、並びに代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者を選任した時、又はその者が書類を提出した時
国際予備審査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄している ⁴
包括委任状の写しが要求される特別の状況	代理人が行為する資格について合理的な疑義がある時、並びに代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者を選任した時、又はその者が書類を提出した時

⁴ 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。